

## 判例研究「解離性同一性障害と刑事責任能力」

東京高裁平成 21 年 4 月 28 日判決（公刊物未登載）

緒 方 あゆみ

### 【事実の概要】

解離性同一性障害にり患していた被告人は、自宅において、実妹に対し、殺意をもってその首にタオル様のものを巻いて締め付け、さらに浴槽内の水中にその顔を沈める状態にし、その時、その場において、同人を窒息により死亡させて殺害した。さらに、被告人は、被害者の頸、胸腹部、両腕、両脚等を包丁およびのこぎりで切断するなどし、もって死体を損壊したというものである。

検察側は、殺害・死体損壊いずれの行為時においても被告人には完全責任能力があるとして、殺人罪及び死体損壊罪で起訴した。しかし、弁護人は、各公訴事実記載の事実関係については認めた上で、被告人は、犯行時、解離性同一性障害（Dissociative Identity Disorder、以下、DIDと称する）により心神喪失状態にあったのであるから、無罪である旨主張した。

裁判所は、弁護人からの鑑定請求を採用し、公判廷において、「犯行時及び現在の被告人の精神状態、犯行時及び犯行前後における被告人の心理状態」を鑑定事項として鑑定を実施した。鑑定医は、本件各犯行時の被告人の精神疾患とその病態について、①被告人は、アスペルガー障害を基盤とする解離性障害にり患し、本件各犯行に至った、②被告人は、アスペルガー障害を基盤にして、激しい攻撃性を秘めながらそれを徹底して意識しないという特有の人格構造を

形成しており、怒りの感情を徹底的に意識から排除しようとする人格傾向が強く、激しい怒りが突出して行動しても、それを感じたと認識する過程を持っていない、③被告人は、アスペルガー障害によって、このような攻撃性等の衝動を抑制する機能が弱い状態にあったが、アスペルガー障害を基盤とする解離性障害が加わり、外界の刺激が薄れることによって、この機能がさらに弱体化していた、とする鑑定結果（以下、「U鑑定」とする）をまとめた。

1 審の東京地裁<sup>(1)</sup>は、U鑑定の信用性を肯定した上で、各関係証拠により、被告人が犯罪事実記載のとおり被害者を殺害したことのほか、その首、腹部、両手足などを包丁で切断するなどして死体を損壊したとの事実（以下、「本件各犯行」という）につき、殺害時には被告人には完全責任能力があったものの、死体損壊時には心神喪失の状態にあった可能性が否定できないとして、懲役7年（求刑は懲役17年）を言い渡した。

その理由として、①殺害時の責任能力に関しては、「本件殺害時、被告人は、被害者からの挑発的な言動により、怒りの感情をいだき、このような感情を抑制する機能が弱体化していたため、内奥に秘められた激しい攻撃性が突出し、被害者の殺害に及んだものである」が、「被告人は、生来性にアスペルガー障害に罹患してはいたが、高校卒業までは一般的な社会生活が著しく障害されることはなく、社会性の面では軽度の発達障害というべき病態であり、本件殺害時も、是非弁識能力は十分あった上、解離性障害を発症する以前は、制御能力も十分あった」といえること、また、「本件殺害時、被告人は衝動の抑制力が弱体化していたため、制御能力がかなり減退していたことは否定できないものの、その程度は、責任能力が限定されるほど著しいものとまでは言えない」ことをあげている。

そして、②死体損壊時の責任能力に関しては、「本件死体損壊時において、被告人は解離性同一性障害により本来の人格とは別の人格状態にあった可能性があると、被告人の公判供述によれば、被告人には、死体損壊時の記憶が

ほとんどなく、本来の人格とは別の人格状態の存在について認識していないことが認められる。そうすると、本来の人格はこの別の人格状態とかわりを持っていなかったと認められ、このことからしても、鑑定において指摘されているように、被告人は、その人格状態に支配されて自己の行為を制御する能力を欠き、心神喪失の状態にあった」と認定して被告人の責任能力を否定し、殺人罪につき有罪、死体損壊罪につき無罪という結論を下した。

これに対して、検察官は、被告人は、殺人の行為時のみならず死体損壊の行為時においても完全責任能力を有していたのに、殺人と死体損壊とで責任能力に関する判断を分断し、殺人の行為時には完全責任能力があったとしつつ、死体損壊の行為時においては DID による別の人格に支配されて自己の行為を制御する能力を欠き心神喪失の状態にあった可能性があるとして、死体損壊の点について被告人を無罪とした原判決には判決に影響を及ぼす明らかな事実誤認があると主張して控訴した。

他方、弁護士も、被告人については、別の人格状態の出現時期を特定することができず、殺人の行為時に既に別の人格状態が出現していた可能性を否定することができないから、殺人の行為時においても心神喪失の状態であったとすべきであり、仮に殺人の行為時に別の人格状態が出現していなくとも、生来的にアスペルガー障害にり患することによりバランスの悪い二重構造を持った人格であった上、本件各犯行時には、意識の変容を来し、抑圧力、抑制力を失い、あるいは、弱体化した状態にあったため、限定責任能力しかなかったのに、原判示の事実について完全責任能力を認めた原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな事実誤認があると主張して控訴した。

2 審の東京高裁<sup>(2)</sup>は、U 鑑定の信用性について、被告人が生来的にアスペルガー障害にり患し、中学生のころから強迫性障害が加わっているという点については合理的であるといえるが、犯行時に解離性障害ないし解離性同一性障害にあったとする点については、その前提を誤っており、首肯し得ないと言わざ

るを得ないとして否定し、被告人は、殺人の行為時のみならず、死体損壊の行為時においても、完全責任能力を有していたと認められるとして、死体損壊の点について被告人を無罪とした原判決を破棄し、以下のように判示して、被告人に対して殺人罪及び死体損壊罪の成立を認めて懲役12年を言い渡した。

## 【判旨】

「被告人は、生来的にアスペルガー障害にり患し、中学生のころから強迫性障害が加わっていたが、…両親や教師もその異常さに気付いていないほどであった。」「引きこもりの傾向が生じていたにしても、相応の社会性、対人関係が維持されており、アスペルガー障害の程度は、犯行当時においても、軽かったと認められる。また、犯行当時の記憶はかなり具体的に保たれている上、被害者の殺害に至った行動及びその動機は、被害者が身勝手な行動を続けて家庭をかき乱していたという状況の下で、被害者からされた発言やその態度等に照らすと、了解可能である。」「殺人及び死体損壊の態様、手段等は、合目的で一貫性があると考えられる。」「以上によれば、被告人は、殺人及び死体損壊の各行為時において、完全責任能力を有していた、というべきである。」

なお、弁護側は判決を不服として上告したが、最高裁はこれを棄却している<sup>(3)</sup>。本稿では、控訴審の判断について検討する。

## 【研究】

### I 問題の所在

本判決の争点は、アスペルガー障害を基盤とした DID にり患していた被告人が実行した被害者の殺害時および死体損壊時の責任能力の有無である。本判

決は、学説・判例上あまり論じられてこなかった DID と刑事責任能力判断について裁判所が解釈を示した点で意義があり、注目されるべき判例である。以下に、従来の学説・判例を概観した上で、本判決を検討したい。

## II 解離性同一性障害の意義

DID とは、いわゆる「多重人格」と呼ばれてきたものであり、幼児期に受けた強い心的外傷（トラウマ）等により、「解離」（記憶、意識、知覚等、本来ならば一人の人間が連続して、かつ、統合して持っているべき精神機能がうまく統一されていない状態）が高度に、かつ繰り返して起こることによって、一人一個の個人の中に複数の異なった人格状態が現れることにより、自我の同一性が損なわれる（同一性が複数存在するとも解釈できる）精神疾患である<sup>(4)</sup>。複数の異なる人格のうち、最も長い期間身体を支配している人格状態を主人格、それ以外の人格状態を交代人格と呼ぶ<sup>(5)</sup>。WHO の ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類、2003 年改訂版）の記述によると、各々の人格は独立した記憶、行動、好みを持っており、他の人格の記憶に入ることはなく、またほとんど常に互いの人格に気づくこともないとされている<sup>(6)</sup>。ちなみに、米国精神医学会の DSM-IV-TR（精神疾患の診断と統計の手引き、2000 年改訂版）の記述は以下のとおりである。

DSM-IV-TR(300.14) による解離性同一性障害の診断基準・定義

### A]

2つまたはそれ以上の、はっきりと他と区別される同一性または人格状態の存在（そのおのおのは、環境および自己について知覚し、関わり、思考する、比較的持続する独自の様式をもっている）。

### B]

これらの同一性または人格状態の少なくとも 2つが反復的に患者の行動を統制する。

### C]

重要な個人情報の想起が不能であり、それは通常の物忘れでは説明できないほど強い。

#### D]

この障害は、物質（例：アルコール中毒時のブラックアウトまたは混乱した行動）または他の一般身体疾患（例：複雑部分発作）の直接的な生理学的作用によるものではない。

#### 注]

子供の場合、その症状は、想像上の遊び仲間または他の空想的遊びに由来するものではない。

### Ⅲ 学説

DIDと刑事責任能力との関係について、学説は、主に、①DIDであれば、常に責任無能力であるとする見解、②主人格が別人格の行為を感知・統制できない場合には責任無能力であるとする見解、③犯行時に行為を支配していた人格が弁識能力および制御能力を有していない場合のみ責任無能力であるとする見解の3説が主張されている<sup>(8)</sup>。

①説の立場によると、DIDと診断されれば常に責任無能力となるので、主人格・別人格のどちらが行為をしたかを問うことなく被告人は無罪となる。しかし、責任能力判断にあたっては、被告人の犯行当時の病状、犯行前の生活状態、犯行の動機・態様等を踏まえ、生物学的要素を確定した上で、精神の障害が行為の弁識能力・制御能力にいかん影響を及ぼしたかという心理学的要素を判断する混合的方法説を採用すべきであるので、①説は妥当でない。

したがって、本来の人格ともいべきホスト人格と犯行時の別人格との関連を問題とする②説か、犯行時の人格に対する責任を問題とする③説かの2つの説に絞られることになる。③説は、1人の身体の中に独立した複数の人格があり、犯行時の人格の心理状態によって刑事責任能力を判断するものである。そ

のため、犯行時の人格が行為に対する弁識能力・制御能力を失っていなかったのではない限り責任無能力になることはない<sup>(9)</sup>。

しかし、ヒトは全体として1人(=1個体)であるから、行為時の責任能力を判断する際の基準となる人格は主人格ではないだろうか。そうすると、主人格が行為時に当該行為についての認識があり、当該行為をした人格を制御する能力を有していたといえる場合にのみ責任能力を肯定する、言い換えれば、別人格が出現したことにより、通常行為を支配し、裁判主体および受刑主体となるところの主人格の支配が当該行為に及んでいない状態だった場合には責任能力を否定する②説が妥当であろう<sup>(10)</sup>。

#### IV 従来判例

DID(および旧診断名である多重人格)にり患した者の責任能力が実務で問題とされるようになったのは比較的最近のことであり、また、公刊物未登載の判例が多く詳細に触れることができなかったが、以下の2件の裁判例があげられる<sup>(11)</sup>。

##### ①神戸地裁平成16年7月28日判決(Lex/DB文献番号25410595)

本件は、DIDにり患している者の責任能力判断が争点となった初めての裁判例とされている。本件は、以前からDIDにり患していた被告人が、元交際相手Aに強姦されたと思腹をたて、交際中のBおよび知人Cと共謀し、Aに暴行・脅迫を加えて金品棟を強取しようとして企て実行したという事案につき、神戸地裁は、被告人は、DIDにり患しており、別人格が本件実行行為時の被告人の行為を統制していたという鑑定および被告人の主治医の証言を認めた上で、「人格が交代するごとに別個の個人が存在するわけではなく、一個の個人が存在するにすぎないから、その個人の犯行時の精神状態を検討することによって責任能力を判断すべきであり、特に、別人格がそれまでの主人格の記憶や感情を引き継いで行動していて、主人格から別人格の方向には人格の連続性がある

ような場合にまで、別人格の際に行われた行為の責任能力を別人格であるというだけで否定するのは不当である」と判示し、被告人には完全責任能力があったとして、強盗致傷罪の共謀共同正犯の成立を認め、懲役3年6月の実刑判決を言い渡したものである（確定）<sup>(12)</sup>。

## ②名古屋地裁平成17年3月24日判決（Lex/DB文献番号28105344）

本件は、被告人が母親の首を絞めて殺害し、被告人AおよびDIDにり患していた被告人Bが共謀の上、被害者の遺体を被害者方の床下に埋め、被害者の口座から現金を引き出した有印私文書偽造・同行使、詐欺の各事案という事案である。名古屋地裁は、被告人Bに関しては、犯行時は別人格であったことを認定した上で、主人格・別人格いずれにおいても是非善悪の弁識能力・制御能力があることは疑いがないこと、各犯行はDIDが原因となって引き起こされたものではないとして責任能力を肯定した。しかし、量刑に関しては、被告人Bが当該犯行において従属的立場にあったことや不遇な生育歴に起因するDIDにり患していること等の事情を考慮して執行猶予4年を言い渡した（確定）<sup>(13)</sup>。

判例の蓄積が少ないため、裁判所がどのような基準で判断しているのか不明であるが、精神医学の領域では、解離現象は連続体として存在しており、それが強度や頻度においてある限界を超えた場合のみ不相当となる（連続体仮説）と解されており<sup>(14)</sup>、①の事案において「人格の連続性」という表現がなされていることから、従来の判例は前述の③説の立場に近いと思われる<sup>(15)</sup>。

## V 本判決の検討

### 1. 精神鑑定の信用性

公判廷で実施された精神鑑定（U鑑定）の信用性について、1審は、担当鑑定医（U医師）を、「精神科医としての経歴、専門分野、臨床経験等に照らし、



上記鑑定事項に関する被告人の精神鑑定に適任の専門家であったと認められ、その鑑定の手法や判断方法にも不合理なところは認められないから、U鑑定は十分に信頼できる」とし、U鑑定に基づき、「被告人は、死体損壊の行為時において解離性同一性障害により本来の人格とは別の人格状態にあった可能性があり、死体損壊の行為時の記憶がないことから、別の人格に支配されて自己の行為を制御する能力を欠き、心神喪失の状態にあった可能性が否定し得ないとしつつ、殺人の行為時については、解離性障害を発症する以前の段階では是非善悪を判断し、自己の行為を制御する能力が十分にあったことに加え、解離性障害を発症した後も、犯行前後にわたって、自己の行為を適切に判断する能力を全体としてかなりよく維持していたことから、制御能力が減退していたものの、その程度は責任能力が限定されるほどに著しいものとはいえない」とした。

しかし、控訴審では、①U医師の想定する別の人格状態が被告人の本来的人格とどのように異なっているのかが明らかにされていないこと、②被告人には、DIDの基本的特徴である、2つ以上のはっきりと区別される同一性又はパーソナリティ状態の存在が確認されていないし、いわんや、それが反復的にその人の行動を統制しているとも認められないとして、「被告人との問診だけに基づいて、被告人にはほとんど記憶がないとするU医師の見解は、首肯し得ない。したがって、被告人が解離性障害ないし解離性同一性障害にあったとする点についても、その重要な根拠として挙げられていた前提を欠き、採用することができないというべき」であり、「被告人が、被害者の殺人の行為時及び死体損壊の行為時のいずれにおいても、解離性同一性障害にり患していたとは認められない」と判示し、U鑑定の信用性を否定した。

精神鑑定の信用性については、最高裁平成20年4月25日判決<sup>(16)</sup>が、「生物学的要素である精神の障害の有無及び程度並びにこれが心理学的要素に与えた影響の有無及び程度については、その診断が臨床精神医学の本分であることにかんがみみれば、専門家たる精神医学者の意見が鑑定等として証拠になってい

る場合には、鑑定人の公正さや能力に疑いが生じたり、鑑定の前提条件に問題があったりするなど、これを採用し得ない合理的な事情が認められるのでない限り、その意見を十分に尊重して認定すべきものというべきである」と判示し、「責任能力の有無・程度については、被告人の犯行当時の病状、犯行前の生活状態、犯行の動機・態様等を総合して判定すべき」とする責任能力判断に関する従来最高裁判例（最高裁昭和59年7月3日決定）<sup>(17)</sup>の結論を前提としつつ、精神鑑定という証拠の証明力の評価に一定の指針を与えたとして注目を集めた。

しかし、その後の差戻審<sup>(18)</sup>において、上告審判決が要検討事項として指摘した点について新たに行った事実取り調べの結果を踏まえ、上告審判決が基本的に信用するに足りるとした2件の精神鑑定に関し、「両鑑定は、被告人が本件行為後程ない時点で正常な判断能力を備えていたとみられる事情を全く考慮しない点でその推論過程には大きな問題があって、いずれもその信用性を肯定できない」として排斥しており、前掲最高裁昭和59年決定において示された、「責任能力の有無・程度については、被告人の犯行当時の病状、犯行前の生活状態、犯行の動機・態様等を総合して判定すべき」であるとする従来指針に戻っている<sup>(19)</sup>。

確かに、精神医学の専門家による精神鑑定の内容や証言は、刑事責任能力を判断する上で重要な資料となるが、心神喪失・心神耗弱の概念は精神医学上の概念ではなく法律上の概念であることは最高裁昭和59年判決でもすでに確認されている。しかし、責任能力の有無の判断は法律判断であるものの、裁判官（および裁判員）は精神医学的知見を有していないのであるから、専門家たる精神医学者の意見は、これを採用し得ない合理的な事情が認められるのでない限りは尊重し、鑑定結果を踏まえた上で総合的な法律判断をせざるを得ないのが現状であろう。しかし、本件事案の場合は、被告人がDIDにり患していたという点に関して、そもそも被告人の症状がDIDの診断基準・定義を満たしているとは認められず、U医師が被告人に十分な時間をかけて問診をせず、関

係証拠に照らして検討する姿勢が不足していた疑いがあったという、鑑定を採用し得えない合理的な事情が認められるので、U鑑定の信用性を否定した本判決は妥当であると考ええる。

## 2. DID にり患していた者の責任能力判断

DID にり患した者の責任能力判断について、1 審は、殺害時は被告人には完全責任能力があったとしたものの、死体損壊時については、「被告人は別人格に支配されていて、自己（＝主人格）の行為を制御する能力を欠き、心神喪失の状態にあった可能性もまた否定できないから、心神喪失の状態にあったものと認定した」と判示して被告人の責任能力を否定した。したがって、学説の分類でいうと、主人格が別人格の行為を感知・統制できない場合には責任無能力であるとする②説の見解を採用したように思われ<sup>(20)</sup>、従来の判例では③説の立場に近いものがみられていたことから、裁判所の態度が定まっていないことが伺われる。もっとも、1 審も 2 審も、被告人の責任能力を肯定しており、DID にり患していたとしても責任能力は問い得るとした従来の判例の立場は踏襲しているといえよう。

## VI 本判決の意義

本件は、2 審において、被告人は DID にり患しておらず、またアスペルガー障害の程度も軽かったと認定したため、DID にり患した者の刑事責任能力の判断基準は示されなかった。しかし、本件被告人が DID 患者だったとして、U 鑑定で述べられていたように、別人格に激しい攻撃性・破壊性があり、内的な本能衝動を抑制する機能の弱体化が進んでいたという障害特有の事情があり、それが当該犯行の原因とまで言いきれなくても遠因とは思われる場合には、障害の程度によっては、（主人格または別人格の）弁識能力はあっても制御能力に著しい減退があったとして心神耗弱が認められる可能性はあるであろう。

DID は比較的最近になって認識されるようになった疾患であり、精神医学界においても、疾患に対する共通の理解や確立された治療法はまだない。また、刑法 39 条の責任能力判断は、DID のような複数の人格を有する人を想定していないため、学説の議論も十分ではなく、従来の判例の判断基準をそのままあてはめることはできないであろう<sup>(21)</sup>。DID に罹患した者の責任能力判断が争点となった裁判例は少なく、最高裁まで争われた本件は、事例判断ではあるものの注目される。今後の事例の集積を俟って、再度検討したい。

## 註

- (1) 東京地裁平成 20 年 5 月 27 日判決，判例時報 2023 号 158 頁。
- (2) 東京高裁平成 21 年 4 月 28 日判決（公刊集未登載）
- (3) 最高裁平成 21 年 9 月 15 日決定，公刊集未登載。
- (4) 解離性同一性障害については、鈴木國文『『解離』概念とアスペルガー障害』臨床精神医学 38 卷 10 号（2009 年）1485 頁以下、牛島定信「多重人格障害—解離性同一性障害—」教育と医学 45 卷 9 号（1997 年）72 頁以下等。なお、後者は、本件の鑑定医である。
- (5) 判例時報 2023 号 159 頁の本件第一審の匿名解説より。
- (6) ICD-10 コード：F44.81。ICD-10 では、解離性同一性障害ではなく「多重人格障害」（Multiple Personality Disorder）と称されている。
- (7) 融道男他監訳『ICD-10 精神および行動の障害 臨床記述と診断ガイドライン』（医学書院，1993 年）169～170 頁。
- (8) 判例時報 2023 号 159 頁。DID と刑事責任能力に関して、川口浩一「解離性同一性障害（多重人格）と刑事責任—わが国の事例を中心として—」奈良法学会雑誌 11 卷 2 号（1998 年）1 頁以下。アメリカでの議論に関しては、川口浩一「多重人格と刑事責任能力」犯罪と刑罰 11 号（1996 年）99 頁以下、野坂滋男「精神障害と責任能力—主として多重人格障害について—」『宮澤浩一先生古稀祝賀論文集 第 2 卷刑法理論の現代的展開』（成文堂，2000 年）341 頁以下、上原大祐「刑事責任と人格の同一性—アメリカにおける解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任を巡る議論を素材として（一）（二・完）』広島法学 32 卷 4 号（2009 年）96 頁以下、同 33 卷 1 号（2009 年）15 頁以下が詳しい。
- (9) 別人格は誰しも持っている人格の多面性の現れとして捉え、その上で、別人格もそれ自体の弁識・制御能力を有し得ているのであり、行為に対する主人格の認

## 判例研究「解離性同一性障害と刑事責任能力」

識の断絶やコントロールの不可能性は被告人全体に対する責任能力判断には何の影響も与えないとする。上原大祐「解離性同一性障害患者の責任能力判断—神戸地裁平成16年7月28日判決」広島法学30巻2号(2006年)117頁。

- (10) 上原・前掲註(9)120頁は、主人格が当該行為を弁識し制御し得たかが問題であり、行為時の別人格がいかなる理由により当該行為に出たか(=別人格が主人格の記憶や感情を引き継いでいたか)は重要ではないとする。また、この点に関して、上原大祐「アスペルガー障害および解離性同一性障害を患う被告人の刑事責任能力判断—東京地裁平成20年5月27日判決(平成19合(わ)25号殺人・死体損壊被告事件)—」広島法学33巻2号(2009年)78頁以下は、刑罰の正当化根拠の観点から学説を分析し、通常、裁判主体・受刑主体となるところの主人格が、当該犯罪行為を自己の行為として把握しうるか、という観点から判断する立場こそが、刑罰は第一義的に応報として正当化されるべきであるという刑罰の本質に適うものであるとする。
- (11) 「多重人格」という言葉が注目された判例として、東京地裁平成9年4月14日判決(判例時報1609号3頁,判例タイムズ952号75頁)がある。同事件では、連続幼女誘拐殺害事件の被告人の責任能力が争われ、相異なる鑑定がなされた。被告人はDIDであるとする鑑定もあったが、裁判所は他の鑑定に依拠して被告人をDIDとする鑑定を否定し、被告人に完全責任能力を認め、死刑を言い渡した。したがって、本稿では、同事件の検討は行わないこととする。
- (12) 本件の判例評釈として、上原・前掲註(9)113頁以下がある。筆者は、本判決の結論について、主人格が当該行為について完全に記憶がなく、弁識能力を失っていた被告人の責任能力は否定されるべきであったと述べている。
- (13) 本件について検討しているものとして、上原・前掲註(8)広島法学32巻4号(2009年)104-105頁。
- (14) 中谷真樹「解離性同一性障害(多重人格)と刑事責任能力」松下正明他責任編集『臨床精神医学講座22精神医学と法』(中山書店,1997年)219頁。
- (15) この点に関して、上原・前掲註(10)76頁。
- (16) 判例タイムズ1274号84頁。同判決に関しては、拙稿「最二小判平20・4・25判タ1274・84(刑事)—責任能力判断と精神鑑定」明治学院大学法科大学院ローレビュー11号(2009年)111頁以下。
- (17) 刑集38巻8号2783頁。
- (18) 東京高裁平成21年5月25日判決,判例時報2049号150頁。
- (19) 最近では、精神鑑定の意見の一部を採用した場合の責任能力の有無・程度の判断が争点となった事案につき、最高裁平成21年12月8日決定(刑集63巻11号2829頁)は、「裁判所は、特定の精神鑑定の意見の一部を採用した場合においても、

責任能力の有無・程度について、当該意見の他の部分に事実上拘束されることなく、上記事情等を総合して判定することができるというべきである。…、鑑定の前提資料や結論を導く推論過程に疑問があるとして、被告人が本件犯行時に心神喪失の状態にあったとする意見は採用せず、責任能力の有無・程度については、…鑑定を参考にしつつ、犯行当時の病状、幻覚妄想の内容、被告人の本件犯行前後の言動や犯行動機、従前の生活状態から推認される被告人の人格傾向等を総合考慮して、…被告人は本件犯行当時是非弁別能力ないし行動制御能力が著しく減退する心神耗弱の状態にあったと認定したのは、その判断手法に誤りはなく、また、事案に照らし、その結論も相当であって、是認することができる」と判示している。

- (20) 判例時報2023号159頁の本件第1審の匿名解説より。上原・前掲註(10)76頁も、第1審は、別(副)人格が行為を統御していたことを根拠として、行為時に行為を支配していた別人格が弁識・制御能力を有していたか否かを検討することなく、被告人の責任能力を全体として否定したと評価している。
- (21) 安克昌「多重人格とは何か」ユリイカ32巻5号(2000年)76-77頁は、別人格(交代人格)の行為責任について、①別人格の行為を主人格が覚えていなかった場合に、現実に別人格だけに刑罰を与えることは不可能であり、②身体が1つである以上、別人格を罰すれば主人格をも罰することになるし、主人格を免責すれば別人格も免責したことになるとして、DID患者特有の責任能力判断の困難さを指摘している。